慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	上田貞次郎著 改訂増補 株式会社経済論
Sub Title	
Author	園, 乾治
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1921
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.15, No.6 (1921. 6) ,p.909(149)- 911(151)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	新刊紹介
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19210601-0149

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Askuith. pp. X. 494. London: John Murray. 21 S. Net.

本書の著者アスクウヰス卿が多年英國商務院並に勞働省に勤務し、幾多勞働立法の制定に參畫し、又勞働行政の衝に當つたことは、英國勞働問題に少しでも注意を拂つた人の熟知する所である。本書は四十二章に分たれて居る。各章の間に別に系統脈絡の存する次第ではなく、寧ろ一個の論文集とも見られるが、私の知れる範圍で申せば、ドノ論文も總て未發表のものばかりと思はれる。斯く各章の間に聯絡はないものゝ、第七章から第二十六章に至る二十章は實に千八頁八十九年の船渠同盟罷業を始めとして、連年諸事業に起つた勞働爭議を年代順に評論し、其間に勞働立法が如何に發展したかを述べたものであり、第三十三章から第三十七章に至る五章は歐洲戰時に於ける勞働立法を論じたものであり、而して其間に綴られた章にも職業紹介所とか、最低賃銀裁定局とか、失業救濟とか云ふようなアスクウヰス卿の實際に干與した制度に就ての議論を見出すのである。

英國近年の勞働立法なり、勞働爭議なりに就ては、其表面の事情や、理由は幾多の文書に依つて明にされて居るが、內面に如何なる情實があつて、立法の成立、爭議の解決を妨げたであらうか、道理から云へば斯くある可き事柄が事實に於て反對の方響に赴いたのは、如何なる譯であらうかと云ふような疑問は之を解くを得ない。アスクウヰス卿の著書は是等の點に於て、吾人に幾多の知識を與へる。例へば職業紹介所に對しては、創設の當初から、種々の批評が行はれたが、千九百十一年並に同十二年には、紹介所を以つて一般の希望に副はないとする噂が多くなり、熟練職業に於ける勞働組合では組合自ら失業者を取扱う以前の方法に立戻つたり、或は此方法を固守すると云ふことの如き、而して斯る趨勢を生ずるに至つた原因を以つて、勞働者が自己の關係ある問題は自ら之を解決する希望を懷く爲めであるとしたことの如き、戰時クライドや其他に起つた同盟罷業と當時の暴利獲得との間に如何なる關係があり、政府が爭議を解決する爲めに、暴利取締に就て、如何に焦慮したかと云ふことの如き、何れも興味ある事實としなければならぬ。私は本書を讀過する間に、アスクウヰス卿でなければ、斯うは書けないであらう、斯うは論斷するを得ないであらうと思はれる個所に接して、實驗家の回想錄の重んず可き所以を今更らの如く感じたのである。

（堀江歸一）

上田貞次郎著
改訂增補 株式會社經濟論
菊版四二〇頁外附錄及索引
定價金四圓東京富山房發行

株式會社の起源並びにその本質に就いては從來屢々法學者の間にも經濟學者の間にも意見が戰はされたところであつて、吾が國に於てもこれに關する多數の論文が公にせられてゐる。さうしてこの論爭は實に斯界の一偉觀とも稱すべきものであるが就中福田博士及び上田博士の詳細なる研究は白眉とせられてゐる。福田博士の所論は十餘年前より部分的には講演に或は雜誌によつて公にせられ後纒められて「續經濟學研究」の第五編「株式會社研究」となり、また近業「國民經濟講話」に於ても窺ふことが出來、上田博士も既に大正二年「株式會社經濟論」を著して所懷を公にしてゐられる。此處に紹介せんとする「改訂增補株式會社經濟論」は實に後者の新版である。

自分は嘗て株式會社に於いては企業家は誰であるかといふ質問を受けた時、先づ上田博士の「株式會社經濟論」によつて大ひに自己の蒙を啓くことを得たが、博士と所說の重要な部分に於いて意見を異にせられる福田博士も「この書は邦語で株式會社のことを經濟上から說いた唯一の權威であります」（國民經濟講話坤（二）一六七五頁）と激賞せられた。自分はこれを以て經濟上より見たる株式會社に關する多年の論爭に於ける最大の收穫であると確信してゐる。

然かるに不幸にしてこの記念すべき最大の收穫は暫らく絶版に歸し容易に手にすることが出來なかつたが、最近に至つてこの新版が公にせられ漸く再び學界を賑すことゝなつたのは眞に慶賀に堪えないところである。著者上田博士の云はれる處を以てすれば「改訂版と舊版との差は上編株式會社の歴史中「株式會社の先驅」と題する部分及中編第一章「株式會社の形式と實質」に關する部分に於いて、本文に多少の修補を加へたるを要點を爲す」もので、「右の中編第一章の改訂は實に先輩福田博士及關博士の批評に依るもの」であるといふ。

以下極めて概略であるけれども新舊兩版を比較對照すれば次の如くである。

1、「「コンメンダトル」の地位は殆んど株式合資會社の株主と異らざりしなり。」（舊一二頁）。「「コンメンダトル」の地位は殆んど株式合資會社の株主に近似したりといふことを得べし。」

2、株式會社の先驅として「船舶共有」の一項を加へたること（新一五頁）。

3、新に統計を加へたること（新四三頁、新五八頁、新三四七頁、新三五一頁以下、新三六二頁、新三七八頁以下、）

4、日本に於ける會社事業の發達に就て引用を加ふ（新七三頁）。

5、日本に於ける最近の會社の法制並びに概況を述べたること（新七七頁以下）

6、活動企業家（arbeitender Unternehmer）及不活動企業家（nicht arbeitender Unternehmer）の譯語訂正（新一〇三頁等）

7、本文の添削（新九〇頁、新九一頁新九二頁新九三頁、新二一九頁、新二二七頁、新三〇二頁、新三〇九頁、新三六一頁、等）

8、「株式會社に關する福田、關兩博士との論爭」（新一〇八頁以下「關博士の批評」（新一一五頁以下）の增補

9、「クックス」（Kux）に關する補註（新一七七頁）

10、米國に於ける株式券面の補註（新一八七頁）

11、公許計算人制度を會計士制度と訂正（新二一六頁）

12、優先株の實例を補ふ（新三二五頁）

博士は「自ら稱して改訂とするに足らざるもの」であると云はれるけれども僅かな時間に披見した際自分の眼に止つたものでも以上の如くである。（たゞ一個所白鑑の微瑕とも云ふべきは二一九頁の最初の二行が、印刷所の粗漏によるか全部脱落してゐることである。）これを以て見ても博士の改訂が如何に嚴密詳細に亘つてゐるかは略推知し得られるであらう。しかも重要なる二個處の改訂は勿論、舊版以後の新研究に成り「論戰の端緒を開きたる」大論文「株式會社の起源に就て」及「會社課税に關し疑問となりたる二點」と題する二篇も盡くこれ出色の文字であり論戰の經過を顧みるときはその貢獻の偉大なりしを思はないでは居られない。寔に舊版は斯界の權威を以て許されてゐた。然かも以上の如き改訂增補は舊版を彌が上にも完璧ならしめたものであり、また見方によりては新なる別個の著書となしたるものである。

自分はこの新版を得るに方り博士多年の努力と苦心に對して深厚なる敬意を表し、併せて江湖讀書君子に對して紹介することを光榮となすものである。

（園　乾　治）